

「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」についての 一部改正について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第2項において、法7条第7項（第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定による変更の登録のうち、「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」については、審議会への意見聴取の対象から除外されている。この具体的な内容について、第18回及び第20回の農業資材審議会農薬分科会において、

- (1) 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第3条第2項第11号）の変更である場合。
- (2) 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第3条第2項第3号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第4号）のいずれかの変更であって、①又は②に該当する場合。
 - ① 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。
 - ② 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。

のいずれにも該当しない場合、これらの変更の登録については、審議会の意見聴取の対象から除外することとしたところ。

上記規定については、生物農薬（ウイルス、細菌、真菌、原生動物及び主に節足動物のうち昆虫綱又はクモ綱に属する生物等であって、生きた状態で病害虫の防除を目的として使用されるもの。以下「生物農薬」という。）の変更の登録に関する内容を想定して定められたものでないことから、令和7年11月6日に開催された、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第13回）、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会（第4回）合同部会及び農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第14回）において、生物農薬について「軽微な事項の変更」に該当する場合を以下のとおり整理した。

「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」について、

- 「適用病害虫の範囲」の変更については、農薬ラベルの作物名や適用病害虫の変更のみの場合（ただし、天敵農薬（主に節足動物のうち昆虫綱又はクモ綱に属する生物を、その寄生性又は捕食性を利用して、病害虫や雑草の防除のために、生きたまま放飼するものであって、農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）。）については、新たに野外での使用を追加しない

場合に限る。また、微生物農薬（ウイルス、細菌、菌類、原生生物又は線虫（共生細菌のようなものを活性成分にもつものに限る。）を、病害虫や雑草の防除のために、生きた状態で農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）。）については、新たに野外での使用を追加する場合には、当該農薬の有効成分である微生物に昆虫感染性がないとき有限る。）。

- 「使用方法」の変更については、変更後の「使用方法」における農薬使用者又は蜜蜂に対する暴露のリスクが変更前より大きくならない場合（ただし、人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料（考察）の提出がない場合に限る）。
- 「使用期限」を変更する場合。

「使用に際して講ずべき被害防止方法」について、

- 既に登録されている被害防止方法から変更がない被害防止方法の追加である場合（ただし、人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料（考察）の提出がない場合に限る）。

生物農薬評価部会での審議結果も踏まえ、別紙のとおり「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」を一部改正することとしてはどうか。

別紙案

平成 30 年 9 月 14 日決定
令和元年 11 月 6 日改正
令和●年●月●日改正
農業資材審議会農薬分科会

「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する農林水産大臣から農業資材審議会への意見聴取事項に関して、法第 7 条第 7 項（法第 34 条第 6 項で準用する場合を含む。）の変更の登録の際、意見聴取の対象から除外される「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、以下のとおりとする。

(1) 農薬（生物農薬（天敵農薬^{※1}及び微生物農薬^{※2}）を除く。）については、以下のいずれにも該当しない場合。

- ① 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。
- ② 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、ア) 又はイ) に該当する場合。
 - ア) 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。
 - イ) 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。

(2) 生物農薬については、以下のいずれにも該当しない場合。

- ① 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。
- ② 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、ア) からウ) のいずれかに該当する場合。
 - ア) 天敵農薬について、新たに野外での使用を追加する場合。

- イ) 微生物農薬について、その有効成分である微生物に昆虫感染性があり、新たに野外での使用を追加する場合。
- ウ) 人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料（考察）が提出されている場合。

※ 1 :「天敵農薬」とは、主に節足動物のうち昆虫綱又はクモ綱に属する生物を、その寄生性又は捕食性を利用して、病害虫や雑草の防除のために、生きたまま放飼するものであって、農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）をいう。

※ 2 :「微生物農薬」とは、ウイルス、細菌、菌類、原生生物又は線虫（共生細菌のようなものを活性成分にもつものに限る。）であって、病害虫や雑草の防除のために、生きた状態で農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）をいう。